

Rotary



ROTARY INTERNATIONAL 2720

玉名ロータリークラブ週報

2020
~
2021



ロータリーは機会の扉を開く

R I 会長 ■ ホルガー・クナーク
地区ガバナー ■ 硯川 昭一
会長 ■ 大石 勉
幹事 ■ 杉谷 方英
公共イメージ委員長 ■ 宮本 徹

例会日 ■ 毎週木曜日 / PM12:30~13:30

例会場 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 50-1 司ロイヤルホテル内
TEL(0968)73-8888 FAX(0968)73-8008

事務局 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 540-1-102
TEL(0968)73-3399 FAX(0968)74-3939

令和2年10月22日 No.2482

【会長の時間】大石会長

玉名RCメールアドレス jimu@tamanar.club

ホームページアドレス <http://tamanar.club>

皆さんこんにちは。

今日は吉永さんにご協力をいただき、この場所をお借りして昼の例会をさせて頂いております。ありがとうございます。

本日は10月22日という事で4年前の今日、あの創立50周年が行われた日であります。私は当日朝早く馬山中央RCを空港に迎えに行く皆さんをお見送りするために家を出たのですが、その時クルマに乗り込もうとしたらドアノブにべっとりと鳥のフンが付いていまして、「ああ、ウンが付いたんで今日はきっといい日になるに違いない！」とむりやり思うようにしたのを憶えています。

さて本日は今年の2月23日に開催された「国際奉仕の集い」のご報告を致したいと思います。

このセミナーは地区国際奉仕部門 小野部門長が主催され約60人の参加の中、大分県消費者生活・男女共同参画プラザ「アイネス」で行われました。当時はすでに新型コロナウイルスの感染が問題化し始めておりましたが、参加者でマスクを着用していたのは半数強くらいで、当クラブも3月より例会が休会となったため8か月ほど遅れての報告となります。



メインの基調講演に第2660地区、茨木西ロータリークラブの宮里さんが「財団補助金と人道的国際奉仕活動」と題して講演されました。

国際奉仕の6つの重点分野、1. 平和と紛争予防／紛争解決、2. 疾病予防と治療、3. 水と衛生設備、4. 母子の健康、5. 基本的教育と識字率向上、6. 経済と地域社会の発展を、グローバル補助金を活用した支援を前提に奉仕の目的や目標、また対象にならない事業はどのようなものかなどレクチャーされました。

事業を成功させるためには実施国の代表提唱クラブ（海外）と支援国の代表提唱クラブ（日本のクラブ）の二つが密接にコミュニケーションを取れることが重要で、まず出来れば姉妹クラブを結んで2～3年ほどかけて、例えば何かこちらから連絡してもその答えが遅くとも1週間以内には帰ってくるようにコミュニケーションと連携を深めることが大切である。支援先のニーズの調査は、支援先のクラブに任せず必ず先方に出向いて確認をする事が重要であるという事でした。またタイにはグローバル補助金に精通しているクラブがあるそうで、そういうクラブを見極めて仲良くなるのが事業をうまく運ぶコツであるとおっしゃいました。

そして最後の質疑応答の中で、もはや韓国、台湾は国家としての水準も上がってきており、本当の意味でも国際奉仕の相手国とはなり得ないのではないか。という話もありました。

国際奉仕やグローバル補助金の事は私自身何度聴いても難しくよくわからないのですが、これから先の国際奉仕の在り方を考える良い機会となったように思います。

【幹事報告】 杉谷幹事

○玉名商工会議所より、会報 花しょうぶが来ています

○ローターアクト提唱クラブ協議会 開催のご案内が来ています。

日 時：2020年11月14日（土） 13:30～16:30（受付開始13:10～）

場 所：光の森町民センター「キャロピア」 会議室

熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目1番地1 TEL 096-237-6555

<出席対象者> 会長、幹事、ローターアクト委員長

申込期日 2020年11月6日（金） 必着

○職業奉仕ハイブリッドセミナー開催のご案内

日 時：2020年11月21日（土） 14:00～16:00

（受付開始13:30～）

会 場：①熊本会場 熊本城ホール 熊本市中央区桜町3-40

②ZOOM等オンライン会場 別途メールにてご案内

講師予定者 熊本会場…永田壮一 パストガバナー

締め切り10月30日（金）



【委員会報告】

【スマイル報告】 小山委員長

大石会長・杉谷幹事・・・本日は吉永会員に例会場を提供頂き誠にありがとうございます。

又本日の鶴田会員の卓話よろしくお願ひいたします。

鶴田さん・・・ふなれで要領を得ない話になると思いますがよろしくお願ひいたします。

渡邊知さん・・・疋野神社の秋祭りは、コロナ対策もしながらも秋晴れにめぐまれ無事に
(斉行) 出来ました。ご参例ご奉賛に心より、感謝致します。

松崎さん・吉永さん・松本さん・山田司さん・吉岡さん・深見さん・宮本徹さん・井上さん
堀本さん・吉田彰さん・本田さん・・・鶴田会員本日の卓話
宜しくお願ひ致します。

前回までの累計	¥213,000
今	回
合	計
	¥16,000
	¥229,000



【出席報告】 小山委員長

本日の出席	会員数	50 (46) 名	欠席者	浅地 福田 平田 古賀 児玉 宮本浩 前田 西村 志賀 坂梨 品川 坂本 瀧川 田上 上村 上田継 上田士 渡邊太 山田邦 山田勝 吉田光
	出席数	25 名		
	出席率	54.35%		
前回の出席	前回出席数	名	前回のメイクアップ	
	修正出席数	名		
	修正出席率	%		
出席規定適用免除者		10 名		

【今後のプログラム予定】

10月29日(木) 定款第7条第1節に基づき休会

11月5日(木) 理事会 11:00~

R財団委員会企画例会

【卓話】

鶴田倫明会員

新型コロナ関連(雇用調整助成金等)

(令和2年10月22日 木曜日)

皆さん、こんにちは・・・

今日は、のお話をするということですが、私が顧問先に限定して助成金を取り扱っている手前、まだ、数回しか申請していませんので、今日は大まかな話になりますことを、お許してください。

まず、雇用調整助成金とは・・・

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※ここで言う「休業」とは、労働者がその事業所において、所定労働日に

働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。

- ・労働の意思がない場合(ストライキや有給休暇中など)
- ・労働能力を喪失している場合(病気や出産・育児等で休職・休暇中など)

【新型コロナウイルス感染症による特例措置】令和2年4月1日～12月31日

※従来の雇調金と特例措置の雇調金との条件の違いについて、項目ごとに説明したいと思います。特徴としては、今回の特例措置の雇調金は比較的受給しやすくなっている様です。

- ① 事業所の設置時期・・・1年以上が対象 ⇒ (特例)1年未満も対象
- ② 事業活動縮小要件・・・3ヶ月10%以上減少 『売上高や生産量等』

↓

(特例) 1ヶ月5%以上減少 『売上高や生産量等』

※『売上高や生産量等』が最近1ヶ月間の値が、前年同月と比べて5%以上減少していること。

(前年同月以外にも前月または前々月でも可)

(1年前の同月を比較対象とすることが不適当な場合は2年前の同月)

(それでも、要件を満たさない場合は1年前の同月から休業した月の前月までの間の適当な1ヶ月)

- ③対象となる労働者・・・雇用保険被保険者のみ ⇒ (特例) 以外も対象

- ④休業等計画届・・・事前提出が必要 ⇒ (特例) 事前提出不要

- ⑤助成率・・・中小企業(2/3)、大企業(1/2) ※教育訓練加算 1,200円

↓

(特例) 中小企業(4/5) 、 大企業(2/3)

教育訓練加算 2,400円、教育訓練加算 1,800円

但し、解雇等を行わず、雇用を維持している場合は、

中小企業(10/10)、大企業(3/4)とする。

※解雇等には「退職勧奨による退職」も含まれますので

注意が必要です。

※小規模事業主(20人以下)⇒実際に支払う休業手当の額。

※判定基礎期間が緊急対応期間を1日でも含むことが要件。

『中小企業とは』

- ・小売業(飲食店を含む)・・・資本金5000万円以下又は50人未満
- ・サービス業・・・資本金5000万円以下又は100人未満
- ・卸売業・・・資本金1億円以下又は100人未満
- ・その他の業種・・・資本金3億円以下又は300人未満

⑥日額上限・・・8,330円 ⇒ (特例)15,000円

算出方法⇒前年度の労働保険概算・確定申告書における

- ・雇用保険被保険者の賃金総額
- ・雇用保険被保険者数の平均

⑦クーリング期間・・・1年間必要 ⇒ (特例)クーリング期間の撤廃

⑧必要な被保険者期間・・・6ヶ月以上 ⇒ (特例)期間要件を撤廃

⑨支給限度日数・・・1年100日、3年150日

↓

(特例)緊急対応期間は支給限度日数に含めない。

⑩休業規模要件・・・中小企業1/20、大企業1/15

短時間休業は、一斉休業のみ。

↓

(特例)中小企業1/40、大企業1/30

短時間休業は要件を緩和

※1時間以上が要件。



《算出例》労働者数20人 就労日数23日/月

休業日数⇒1人につき1日の場合

23日×20人=460(就労延日数)

1日×20人=20日(休業延日数)

※休業規模要件は、⇒ 1/23(20/460)

従来の雇調金は規模要件を満たさないが、

「特例における規模要件は満たすことになる。

⑪残業代と雇調金の調整・・・雇調金と残業代を相殺

↓

(特例) 残業相殺を停止

⑫出向期間要件・・・3ヶ月以上1年以内⇒(特例) 1ヶ月以上1年以内

『必要書類』

- ・休業協定書・・・事前に労働者の代表と休業の実施時期や日数、対象者、休業手当の支払い率などについて、書面により協定することが支給要件。

※労働者代表の選任には注意が必要

投票や挙手等、労働者が自ら民主的に選出すること。

管理監督者は不可。

↓

もし、協定の要件を満たさない場合は、原則的には雇調金の申請要件を満たさないことになるので、36協定と同様に注意が必要です。

- ・教育訓練協定書・・・実施予定時期、訓練の時間、訓練の実施主体、実施施設、訓練中の賃金額の算定基準等を協定。

- ・様式第4号・・・雇用調整実施事業活動の状況に関する申立書

(新型コロナウイルス感染症関係)

[添付書類] ・売上簿、収入簿、損益計算書の写し等

・直近の労働保険概算・確定申告書の写し

または給与所得・退職者所得税徴収高計算書の写し

- ・様式第6号・・・支給要件確認申立書(役員等一覧を含む)

※主な確認事項 ・過去5年間以内に助成金の不正受給が無いか？

・労働保険料の滞納が無いか？

・暴力団との取引が無いか？

- ・様式第9号・・・休業・教育訓練実績一覧表(雇用調整の日数・時間)

・様式第8号・・・雇用調整助成金額算定書

(労働保険料確定申告書に基づき平均賃金額算定)

(様式第9号よる休業等延べ日数に

より助成額算出入)

上記項目入力後⇒自動計算

- ・様式第7号・・・

(添付書類)

- ・労働者名簿、対象期間の賃金台帳、出勤簿、タイムカード、勤務表の写し

初回のみ・・・労働時間・休憩・休日等の就業規則の抜粋、通帳の写し



【支給申請手続きの流れ】

イ、休業計画に基づく労使協定の締結

ロ、休業の実施および休業手当支給

支給申請(様式4、6、7、8、9号と添付書類)

➡【申請期限】支給対象期間の最終日(賃金締切日)の翌日から
2ヶ月以内。

ハ、労働局にて審査 ➡ 支給決定

『申請先・問合せ先』・・・熊本労働局職業安定部 職業対策課分室

096-312-0086



ロータリー米山記念奨学会

尚、この緊急対応期間は、今年4月1日からはじまり今年の12月31日までとされていますが、今後の感染状況や事業所の経営状況、失業状況に基づいて更なる延長の有無を決定することとなっております。

以上、簡単でしたが新型コロナ感染拡大における緊急対応期間中の雇用調整助成金の説明とさせていただきます。 ご清聴、ありがとうございました。

【追加情報】

「2020年4月1日～12月31日」の間に雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を受けた事業者には、熊本県より『雇用維持奨励金10万円』が支給されるということです。該当する事業所の方は、一度、熊本県にお問合せされてはいかがでしょうか。

米山記念奨学事業とは (令和2年10月22日 木曜日)

ロータリー米山記念奨学事業とは、日本全国のロータリアンからの寄付金を財源として、日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際奨学事業です。



【事業の使命】

将来、日本と世界とを結ぶ「架け橋」となって国際社会で活躍し、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成することです。これは、ロータリーの目指す「平和と国際理解の推進」そのもので、特に日本にとっての国際平和活動であると思います。

【68年にわたって受け継がれている事業】

スタートは、日本のロータリーの創始者である、故・米山梅吉翁の偉業を記念し、後世に残るような有益な事業を立ち上げたいとの思いから・・・

1952年、東京ロータリークラブは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する奨学事業、「米山基金」の構想を発表しました。

そこには、戦後まもない日本において、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したい・・・という、当時のロータリアンの強い願いがありました。

【ロータリー米山記念奨学会史の資料の中の一文に】

『将来の日本の生きる道は平和しかない。』

その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を

日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。

それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか・・・』

【日本のロータリーによる多地区合同活動】

クラブ単独事業として始まったこの事業は、わずか5年で日本全国の共同事業へと発展し、1967年には当時の文部省を主務官庁とする財団法人ロータリー米山記念奨学会が設立されました。歴史的にも世界に類を見ない日本のロータリー独自の多地区合同活動となっています。

